

議案第46号

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月14日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の177.5」を「100分の182.5」に改める。

第2条 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の182.5」を「100分の180」に改める。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(報酬等の内払)

第2条 改正後の条例を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例新旧対照表（第1条）

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の182.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例新旧対照表（第2条）

改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の180</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の182.5</u>」とする。</p>